

## 第5章 プランの推進に向けて

## 1 プランの進行管理

### (1) プランの進行管理

プランの推進に当たっては、子どもが健やかに育つ環境づくりを社会全体の課題としてとらえ、旭川市子ども条例に基づき、行政はもとより、家庭、地域、育ち学ぶ施設の関係者、事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密に連携しながら取り組んでいくものとします。

そのため、各年度におけるプランの進捗状況を子育て支援部において把握し、市民全体で共有しながら推進するとともに、子どもを取り巻く環境や市民ニーズの動向等を踏まえながら、必要に応じてプランの見直しを行います。

プランは、以下の流れで進行管理を行います。

#### 関連事業の実施

プランの基本理念、目標、取組の方向性、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱を踏まえ、各部局が関連事業を実施します。



#### 評価の実施

毎年度、関連事業の実施状況を把握し、施策ごとに設定する指標や各種アンケート調査等をもとに、プランの取組状況について評価を行い、その結果を次年度以降の取組に反映します。

##### ① プランの実施・進捗状況報告書の作成

- 関係部局で構成する子育て支援会議において共有し、次年度以降の取組の方向性について協議します。

##### ② 旭川市子ども・子育て審議会からの意見聴取

- 子育て支援会議の協議内容も含め、市長の附属機関である旭川市子ども・子育て審議会に報告し、意見の聴取を行います。



#### 改善・実施

旭川市子ども・子育て審議会からの答申を踏まえ、各部局において次年度の予算要求や取組に反映するよう努めます。

#### 市民への公表

プランの実施・進捗状況報告書は、ホームページ等で公表します。

## (2) プランの評価の視点

プランの評価に当たり、基本方向と課題解決に向けた取組の方向性を踏まえ、「喫緊の課題への対応」である基本方向1及び2に関する施策については、次年度の個別事業に反映できるよう努め、「将来に向けた仕組みづくり」である基本方向3及び4に関する施策については、概ね5年程度の期間で、次の事業展開に反映します。

## 2 各基本施策の指標及び目標値

プランにおいて関連施策を効果的に推進するため、基本施策ごとに指標及び目標値を設定し、プランの期間内に目標値を達成できるよう取り組みます。

### 【基本方向1】子育てを支える

基本施策	指標	目標値
妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援	人口千人当たり死産率の低下	全国平均以下 (H24年全国値 23.4‰旭川市 40.6‰)
子育てに関する多様な不安を和らげるための支援	子育てに関する情報について、分かりやすさと入手のしやすさについての保護者の満足度	H25年度調査時よりも上昇 ・就学前児童を持つ保護者 2.49 ・小学校児童を持つ保護者 2.44 ※1～5まで5段階で評価
	子どもとの接し方に自信が持てないと感じている保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・就学前児童を持つ保護者 15% ・小学校児童を持つ保護者 13%
子育てに関する経済的支援	子育ての出費に負担感を感じている保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・就学前児童を持つ保護者 32% ・小学校児童を持つ保護者 42%
乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援	保育に関する待機児童数	0人 ・認可保育所 86人 (H26.4.1) ・留守家庭児童会 100人 (H26.5.1)
ひとり親家庭への支援	子どもの教育に関して不安を感じている保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・母子家庭(就学前児童) 49% ・母子家庭(小学校児童) 55% ・父子家庭 58%
	子どもを叱りすぎていると感じている保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・母子家庭(就学前児童) 60% ・母子家庭(小学校児童) 36%
	自分の子育てについて、まわりの見目が気になる保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・母子家庭(就学前児童) 21% ・母子家庭(小学校児童) 15%
	育児の方法がよく分からないと感じている保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・父子家庭 9%

### 【基本方向2】子どもの育ちを支える

基本施策	指標	目標値
社会的自立に向けた教育環境等の充実	学校が楽しいと思う児童生徒	現状値よりも上昇 (H25年度 85.3%)

	新規高校卒業者の就職内定率	現状値よりも上昇 (H25年度 94.9%)
子どもの安全な日常生活環境の整備	子どもに係る交通事故発生件数	現状値よりも減少 (H25年 99件)
	福祉犯の被害にあった子どもの数	現状値よりも減少 (H24年 256件) ※全道値
援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進	子どもの発育・発達に関して不安感を感じている保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・就学前児童を持つ保護者 34% ・小学校児童を持つ保護者 17%
	児童虐待相談対応件数	現状値よりも減少 ・市相談室 70件 (H25年度) ・旭川児相 309件 (H25年度)

### 【基本方向3】子どもの主体性を育む

基本施策	指標	目標値
子どもの主体性を育む	子どもが安心して遊べる環境としての保護者の満足度	H25年度調査時よりも上昇 ・就学前児童を持つ保護者 2.68 ・小学校児童を持つ保護者 2.57 ※1～5まで5段階で評価
	子ども及び青少年活動団体の構成員	現状値よりも上昇 H27年度に現状値を把握予定
社会の一員としての意識を育む	10代の人工妊娠中絶実施件数	現状値よりも減少 (H24年度 126件)
	(再掲) 児童虐待相談対応件数	

### 【基本方向4】社会全体で支える

基本施策	指標	目標値
子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進	地域全体で子育てを支える環境についての保護者の満足度	H25年度調査時よりも上昇 ・就学前児童を持つ保護者 2.16 ・小学校児童を持つ保護者 2.24 ※1～5まで5段階で評価
事業者と連携した取組の推進	従業員にとって子育てしやすい職場環境「整備されている」の回答割合	H25年度調査時よりも上昇 ・男性従業員 22.0% ・女性従業員 25.4%
社会全体の意識啓発	子どもが成長してからも愛着を感じてもらえるまちとしての保護者の満足度	H25年度調査時よりも上昇 ・就学前児童を持つ保護者 2.85 ・小学校児童を持つ保護者 2.80 ※1～5まで5段階で評価

### 3 市民全体の行動指針

本市は、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現を図るため、平成24年3月に旭川市子ども条例を制定しました。この条例は、市民全体で取り組んでいく上での行動指針として制定したものであり、前文をはじめ、特に、市民全体で共有したい内容を次のとおり規定しています。

#### 前文

子どもは、大人からの愛情を受けることにより、自分や他者を大切にすることを育み、自ら考え、行動することにより、多くのことを学び、経験することを通して生きる力を育みます。大人は、子どもと価値観が異なることがあっても、自ら考え、行動することが、子どもの権利であると認識して、子どもを見守り、又は導くことが大切なことであり、その権利は社会全体が尊重していかなければなりません。

旭川市は、豊かな自然と様々な都市機能とを併せ持った、まちづくりに大きな可能性のあるまちです。将来を担う子どもが、夢や希望を抱きながら様々な交流や活動をし、挑戦をすることを通して、優しさやたくましさを育むことが、自ら未来を切り開く力を養い、さらには、活力のあるまち、いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

ここに、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する基本理念を明らかにし、市民全体で共有するとともに、市民一人一人が自らの役割を認識し、行動することにより、子どもの夢や希望を支えるまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

#### 市民全体の行動指針

##### 第3条 基本理念

- 1 子どもが健やかに育つ環境づくりは、子どもが愛情を受けながら育つことを基本として推進されなければならない。
- 2 子どもが健やかに育つ環境づくりは、子どもが自立して生きる力を身に付けることができるよう、子どもの主体性及び自律性を育むことに留意し、推進されなければならない。
- 3 子どもが健やかに育つ環境づくりは、大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市が、それぞれの役割を認識し、協力しながら推進されなければならない。

## 市民全体の行動指針～関係者の役割

### 第4条 大人の役割

- 1 大人は、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、その育ちを支えるよう努めるものとする。
- 2 大人は、子どもへの愛情を通して、子どもが自分を大切に、自己肯定感を高めることができるよう、また、他者を大切にする心を育むことができるよう努めるものとする。
- 3 大人は、子どもが夢や希望を持ち、自ら考え、行動することができる力を育むために、子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びが重要であることを理解し、これらの機会の提供に努めるものとする。

### 第5条 保護者の役割

- 1 保護者は、子どもの育成に責任を有することを自覚し、愛情を持って子育てを行い、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。
- 2 保護者は、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努めるものとする。

### 第6条 地域住民の役割

- 1 地域住民は、地域が子どもの社会性を育む場であり、子どもが多様な経験をし、学ぶ上で重要な役割を担っていることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 地域住民は、子ども及び保護者との交流を通して、相互の信頼感を高めることができるよう努めるものとする。
- 3 青年は、その年齢及び教育環境から、子どもの良き理解者になり得ることを認識し、子ども同士の交流及び活動の促進に努めるものとする。

### 第7条 育ち学ぶ施設の関係者の役割

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通して、豊かな人間性及び社会性を育み、健康及び体力並びに自ら学び考える力を高めることができるよう努めるものとする。

### 第8条 事業者の役割

事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。

### 第9条 市の役割

市は、大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、子どもが健やかに育つ環境づくりを総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれの役割を担うために必要な支援を行うものとする。

条例推進の仕組み～基本となる施策	
第10条 家庭への支援	<p>1 市は、保護者が家庭において子どもを育成するために必要とする、子ども及び子育てに関する情報及び学習機会の提供に努めるものとする。</p> <p>2 市は、保護者の子ども及び子育てに関する相談に迅速かつ適切に対応するため、支援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>3 市は、保護者の仕事と子育てとの両立が図られるよう保育環境の充実に努めるとともに、子育てに対する事業者の理解を深めるよう努めるものとする。</p>
第11条 地域住民への支援	<p>1 市は、地域住民が保護者及び子どもとの関わりを深めるために実施する地域活動の支援に努めるものとする。</p> <p>2 市は、子ども及び子育てに関するボランティアの育成及び活動の支援に努めるものとする。</p>
第12条 多様な経験及び学びの機会の提供	<p>1 市は、子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びの機会の充実に努めるため、子ども及び青年によって構成される団体の活動の支援に努めるものとする。</p> <p>2 市は、子どもの自然体験活動、文化芸術活動等への参加機会の提供に努めるものとする。</p> <p>3 市は、子どもが社会の一員として自立する上で必要な社会体験活動の促進に努めるものとする。</p>
第13条 子どもの意見表明の機会の提供	<p>市は、子どもの主体性及び自律性を育むとともに、子どもの意見を子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に反映させるため、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、自らの夢や希望、生活環境等について意見を表明する機会の提供に努めるものとする。</p>
条例推進の仕組み	
第14条 基本計画	
第15条 広報及び啓発	<p>1 市は、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 市は、この条例の内容及びこの条例の規定に基づく子どもが健やかに育つ環境づくりについて、子どもの理解を深めるよう努めるものとする。</p>
第16条 財政上の措置	<p>市は、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>